

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスを最重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまから継続的に信頼をいただくために、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制システムを整備し、各機関・各部門が相互に連携することでコーポレート・ガバナンスの充実を図り、社会の信頼に応える経営環境を構築していく方針です。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新業株式会社	7,843,460	13.38
株式会社開生社	7,293,000	12.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,944,900	5.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	1,973,250	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,613,100	2.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,536,729	2.62
科研製薬株式会社	1,207,147	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	810,000	1.38
ビーエヌワイエムエル ノントリーティアー アカウト(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	755,000	1.28
有限会社桐栄興産	700,654	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
片山 英二	弁護士													

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 英二	○	—	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営及び事業再生等に関する十分な見識を有しており、当社との間には有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号に定める利害関係がないことから、公正かつ専門的な立場から適切に取締役の業務執行を監督することができるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と監査部の連携状況については、平成27年3月期に13回の会議を実施し、社内各部門の内部統制に関する監査結果を聴取するとともに、監査部の監査計画、監査実施状況について情報の共有化を図りました。また、随時連絡を取ることで、意思疎通を図っています。監査役と会計監査人の連携状況については、平成27年3月期に9回の会議を実施し、会計監査人の年間監査計画及び会計監査の結果等について聴取し、質疑応答を行いました。

監査部と会計監査人の連携状況については、平成27年3月期に4回の会議を実施し、財務報告の信頼性確保のための内部統制に関する監査計画及び監査方法について情報の共有化を図っています。

また、監査部及び会計監査人と連携している常勤監査役が、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会に参加することにより、内部統制が適切になされる体制を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内 信博	公認会計士													
佐藤 順哉	弁護士													
山田 明文	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 信博	○	—	同氏は、公認会計士として企業会計に精通しているほか、企業経営に関する十分な見識を有しており、当社との間には有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号(以下、「上場規則」という)に定める利害関係がないことから、公正かつ専門的な立場から適切に取締役の業務執行を監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、同様

			の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
佐藤 順哉	○	——	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営に関する十分な見識を有しており、当社との間には上場規則に定める利害関係がないことから、公正かつ専門的な立場から適切に取締役の業務執行を監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
山田 明文	○	——	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営に関する十分な見識を有しており、当社との間には上場規則に定める利害関係がないことから、公正かつ専門的な立場から適切に取締役の業務執行を監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として届け出ております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明
--------------

役員の報酬等は、株主の皆さまの期待に応えるよう役員のインセンティブを高める報酬体系とし、適正な業績評価を行うことにより、当社の業績向上に資することを基本方針としています。具体的には、定額報酬を基本としつつ、その一部を株価連動型報酬とすることにより、報酬と株主利益との連動性を向上させ、会社業績に対する経営責任の明確化と企業価値の増大に努めています。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	<a href="#">更新</a>
--------------	--------------------

平成27年3月期における取締役報酬等の総額は、取締役9名(うち社外取締役1名)に対し、279百万円(うち社外取締役15百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

役員の報酬等は、株主の皆さまの期待に応えるよう役員のインセンティブを高める報酬体系とし、適正な業績評価を行うことにより、当社の業績向上に資することを基本方針としています。具体的には、定額報酬を基本としつつ、その一部を株価連動型報酬とすることにより、報酬と

株主利益との連動性を向上させ、会社業績に対する経営責任の明確化と企業価値の増大に努めています。

なお、当社は、平成18年6月23日開催の第60回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しています。

役員の報酬等の額は、取締役の報酬等については取締役会で、監査役の報酬等については監査役の協議で、それぞれ上記の基本方針を定めた上で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮し、株主総会が決定したそれぞれの報酬総額の限度内において決定しています。

なお、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額4億円以内(うち社外取締役分は5千万円以内)、監査役の報酬限度額は、年額8千万円以内と決議しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部に担当者を設置し、取締役会の開催に際しては社外取締役及び社外監査役に資料の事前配布を行うほか、必要に応じて適宜事前説明等を行っています。また、社外監査役に対し、経理部より決算内容に関する事前説明を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

＜取締役関連＞

- ・法令及び定款で定められた事項、重要な業務に関する事項などの決定や、業務執行状況を監督するために、毎月の定時取締役会と必要に応じて招集される臨時取締役会を開催しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役1名を選任しています。社外取締役は、社外の視点を取り入れた経営に対する公正かつ専門的立場からの監督機能を担うとともに、取締役会において、監査役監査だけでなく内部監査及び会計監査についての報告を受けています。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、当該社外取締役を独立役員として届け出しています。

＜業務執行関連＞

- ・取締役会の機能を意思決定と業務執行監督機能に限定し、業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、経営上の問題点の把握及び対処方法決定の迅速化を図っています。
- ・内部統制の強化を目的として、管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置しています。

＜監査体制関連＞

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役の職務執行の監査に当たっています。
- ・社外監査役は、社外の視点を取り入れた公正かつ専門的な立場から経営に対する監督機能を果たしています。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、社外監査役3名(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名を含む)全員を独立役員として届け出しています。
- ・監督機能の強化を目的として、常勤監査役は、経営会議に加え、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会にもオブザーバーとして参加しています。
- ・常勤監査役が中心となって監査部と随時連絡をとることにより、内部監査に関する情報の共有化を図り、監査役会による監督機能強化に努めています。

＜内部監査及び会計監査関連＞

- ・内部監査については、監査部が主管となり、各部門の業務の妥当性、適合性の検証を行っています。その他に、品質保証部による品質監査及び薬事監査室による薬事監査を実施しています。
- ・有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、決算の時期に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けています。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、芝田雅也氏と坂東正裕氏であり有限責任監査法人トーマツに所属しています。会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他6名となっています。

＜コンプライアンス関連＞

- ・社会的な倫理規範に加えて、厳しい医薬品業界の法令を遵守するために、経営綱領に定められた経営信条、行動指針に基づき、コンプライアンス・プログラムを制定するとともに、社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会を設置しています。
- ・役員及び社員への周知徹底、理解促進を図るために、コンプライアンス・プログラム・ハンドブックを作成・配布しています。また、全社規模でコンプライアンスを推進するための各種施策を行っています。
- ・企業経営及び日常の業務執行に関して、必要に応じて社外弁護士から助言、指導を受け適法性を確保しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度採用会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しています。当社の企業規模及び製薬という専門性の高い事業内容に照らし、社外取締役を含む取締役会が業務執行にあたる役員の職務の執行状況を監督するとともに、監査役会が監査部及び会計監査人とも連携して監査・監督することが、当社のコーポレート・ガバナンスとして最も実効性が高く適切であると判断しています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会におきましては、開催日の3週間前に招集ご通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまに参加していただくために集中日を回避しています。
その他	ホームページ上に株主総会招集ご通知、決議ご通知、臨時報告書(議決権行使結果)を掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社の重要事項を適切かつ速やかに開示することを通じて、株式上場企業としての責務を果たすとともに、経営の公正性、透明性を向上させ、企業価値の向上を図ることを、情報開示の基本方針としています。この方針のもと、会社情報の適切かつ速やかな開示のための体制を整備し、運用しています。また、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守することはもとより、投資判断に重要な影響を与える可能性のある事項や当社の企業活動や経営戦略への理解を促進すると考えられる事項についても、自主的な開示を行っております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、決算説明会を開催し、代表取締役社長より業績の状況、次期の見通し、研究開発の進捗状況、株主価値向上策等を説明をしています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役専務取締役等が、米国や欧州の機関投資家を訪問する海外IRを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算短信、有価証券報告書、プレスリリース、年次報告書、アニュアルレポート等をタイムリーに掲載しています。また、決算説明会の動画配信、説明会資料も併せて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR・広報担当者2名を置き、代表取締役専務取締役が管掌しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとするステークホルダーの皆さまが、一貫した信頼のおける会社情報を入手できるよう、情報開示基準を策定し、タイムリーかつ平等な情報提供に努めています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制システムの整備を行い、業務の適正確保を図ることで、社会の信頼に応える経営体制を構築しています。当社グループの内部統制システムは、以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人(以下、「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすために、SKKグループコンプライアンス行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。
- (2) 社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策を承認し、その実施状況を監督する。
- (3) 社内外の研修等を通じて役職員の知識を深め、コンプライアンスの意識を高める。
- (4) 役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見・解決を図る観点から匿名相談にも対応する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規定により保存及び管理する。
- (2) 取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
- (2) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
- (3) リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置し、リスク予防施策を審議するとともに、重大な経営リスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。
- (3) 取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次業績を管理する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規定に従い関係会社統括部署を置き、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項その他の事項について当社への定期的な報告を求めるほか、重要事項については当社取締役会が承認する。

(2) 当社の取締役または管理職等である使用人を重要な子会社の非常勤取締役に選任し、業務執行状況を監督する。

(3) 監査部は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。

(4) 監査役は、定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。

(5) 当社は、子会社の業務執行に係るリスクを把握するとともに、損失の危険の管理を行う体制を整備する。

(6) 当社は、子会社のコンプライアンス体制の整備状況及び運用状況について指導・監督する。

6. 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を与えるとともに、当該補助使用人に対して、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対して以下の報告をする。

イ. 取締役会、経営会議等において経営の状況及び事業の遂行状況

ロ. 法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実

(2) 稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。

(3) 子会社の役職員は、監査役に対し、子会社の業務執行及び子会社における課題等の状況について報告する。

(4) 当社及び子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

10. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

(2) 取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、運用する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンス・プログラムに基づき、毅然とした態度で組織的に対応することで、当社事業への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

(2) 対応統括部署を総務部に置き、所轄の警察署等の外部専門機関や顧問弁護士との連絡を密にするとともに、役職員への周知徹底をはかることで、社会正義の確保に努めている。



## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

・大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要なかつ十分な情報を提供させること

・大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること

・必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度の下においては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

## (1)経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、平成21年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、得意分野である糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

その第1ステップとして、平成21年4月より3か年の中期経営計画のもと、ビジョン達成に不可欠な「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、成果をあげてまいりました。平成24年4月からは、第2ステップとして、「ACT for the future 未来に向けて、今、行動する」をスローガンとした4か年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けて、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに取り組んでいきます。

## (2)コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレート・ガバナンスを最重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役1名を選任しています。

・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。

・取締役会の機能を意思決定と業務執行監督機能に限定し、業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入しています。

・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、経営上の問題点の把握及び対処方法決定の迅速化を図っています。

・社内監査役2名、社外監査役3名の5名による監査体制を構築し、体制の強化に努めています。

また、社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。

## (3)株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけ、1株当たり年間26円を基本とし、安定的かつ継続的な配当を目指す方針とします。

内部留保については、中長期的な事業成長等を実現するため、研究開発や設備投資等に充当します。また、資本効率の向上を目的として自己株式の取得等機動的な資本政策を適宜実施していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を導入しています。これにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策(以下、「本プラン」という)を定めています。

## (1)大規模買付ルールの設定

・株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと

・当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

## (2)大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置(以下、「対抗措置」という)について、次のことを定めています。

・対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主

共同の利益を著しく毀損するものである場合に限り発動しうること

・対抗措置の発動手続として、原則、下記(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。

・対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

### (3)独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めています。

なお、本プランは、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、平成23年6月21日開催の第65回定時株主総会及び平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会において、それぞれ有効期間を3年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsuke.html>）に掲載しております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 1. 会社情報の適時開示に関わる基本方針

当社は、会社の重要事項を適切かつ速やかに開示することを通じて、株式上場企業としての責務を果たすとともに、経営の公正性、透明性を向上させ、企業価値の向上を図ることを、情報開示の基本方針としています。

この方針のもと、会社情報の適切かつ速やかな開示のための体制を整備し、運用しています。また、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守することはもとより、投資判断に重要な影響を与える可能性のある事項や当社の企業活動や経営戦略への理解を促進すると考えられる事項についても、自主的な開示を行っています。

### 2. 会社情報の適時開示に関わる社内体制

情報取扱責任者として管理部門管掌取締役がその任にあたり、情報の集約化を図るとともに、適切かつ速やかな開示を徹底しています。

#### (1) 会社情報の集約体制

取締役会での決議事項はもとより、常勤取締役と執行役員が参加し、原則毎週開催する経営会議における重要事項の審議、報告を通じて、経営情報を迅速に集約し、同時に開示の要否についても検討を行っています。また、内部者取引防止規定において、役員及び従業員に対し、情報取扱責任者への重要事項の速やかな報告義務を定めるとともに、情報開示基準を社内ネットワーク上に掲載するなど、当社の方針等の周知、徹底を図り、重要事項の漏れのない報告・集約に備えています。なお、主要な子会社については、当社の役職員が取締役として就任しており、また、関係会社管理規定に基づき、重要事項を随時入手する体制を整えています。

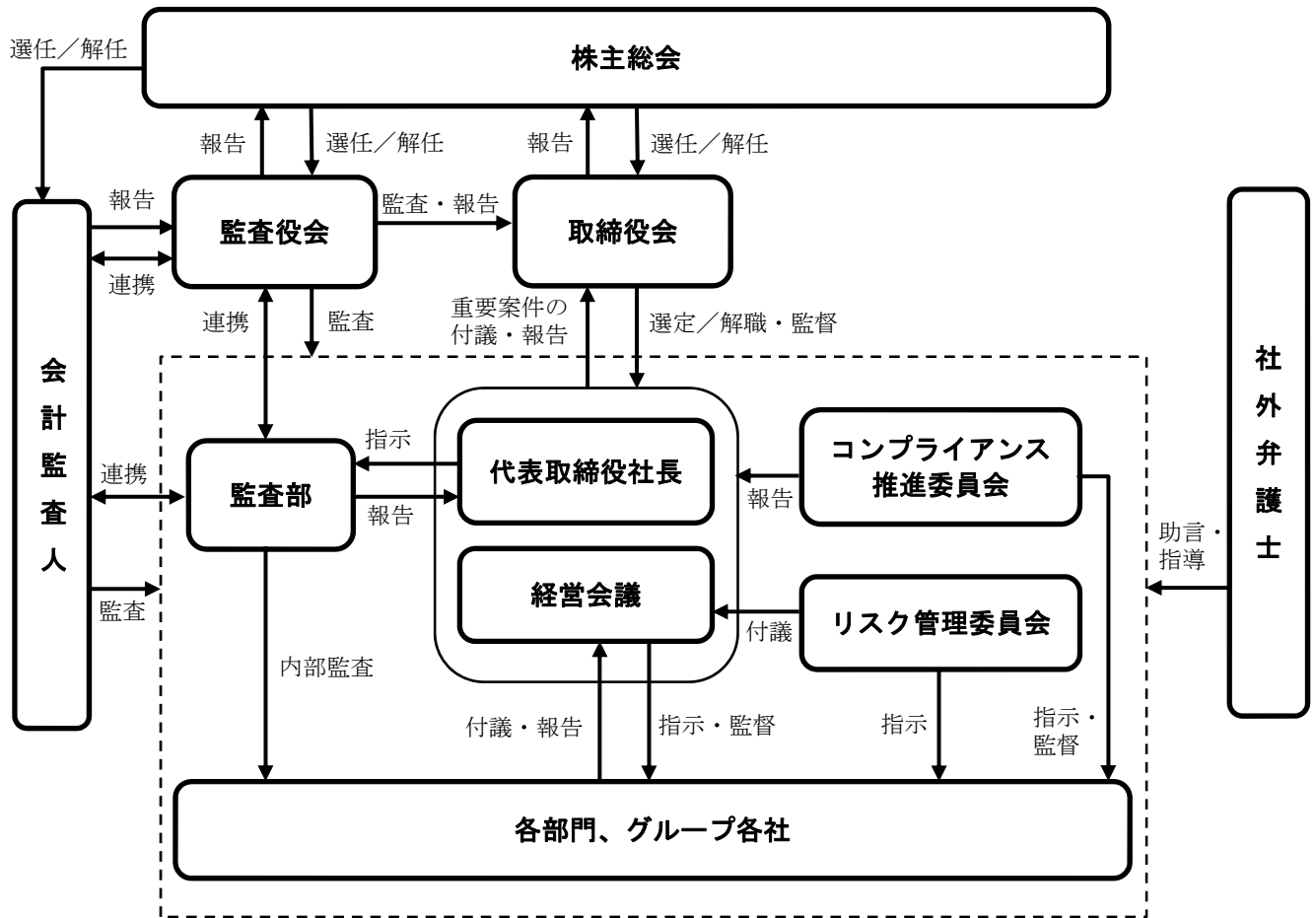
#### (2) 会社情報の開示体制

情報を開示するまでの具体的な手順については、情報取扱責任者の指示のもと、関連情報の収集、開示資料の作成、社内決裁などの開示実務を適切かつ迅速に行っています。具体的には、決算に関する事項については経理部長が担当し、また、決算以外の決定事実、発生事実については、総務部長が担当し、各事項に応じて取締役会に付議または社長決裁のうえ、開示を行います。

### 3. 会社情報に係る社内体制のチェック機能

監査役による会社法上の監査に加え、監査部が業務活動の適法性、合理性、妥当性などを定期的、臨時的に監査しています。また、社会的倫理規範、法令遵守を徹底させることを目的としたコンプライアンス・プログラムを制定しており、社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、部門の長がコンプライアンス推進責任者となり、各部門における業務遂行の状況などを定期的、臨時的に自己点検しています。会社情報の開示についても、各監査を受けるとともに、コンプライアンスの観点からも、各部門の長が自己点検を行っています。

＜当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要図＞



<会社情報の開示体制図>

